

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人安那福社会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の支給は、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程による役員等とは、次のとおりとする。

(1) 法人の定款第17条に定める理事及び監事

(2) 法人の定款第5条に定める評議員

(報 酬)

第3条 役員等に対しては、法人の定款第9条及び第24条により法人の業務に出席したとき、日額5千円を支給することができる。ただし、各年度一人当たりの総額が3万円を超えない範囲で支給することができる。

2 計算金額に1円未満の端数が生じた場合には、1円未満を切り捨てる。

(費用弁償)

第4条 法人の役員等として出張した場合の旅費の支給は、法人の旅費規程の定めるところによる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等の支給時期については、第3条の会議等に出席した都度、支給する。

2 旅費の支給時期については、請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

3 報酬等は、貨幣をもって支給する。ただし、本人からの申し出により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。